

＼ 土地・建物を相続した or する皆さん ／

“相続登記”はお済みですか？

相続登記が義務化されました！

自分が亡くなった後に、
家族に迷惑をかけたくない。



親が遺してくれた土地や家を
きちんと相続登記したいけど
申請が難しそう。



登記手続きの専門家、

司法書士 にご相談を！

- ✓ 相続登記に関するご相談
- ✓ 遺産分割協議、生前贈与に関するご相談
- ✓ 法務局より「長期間相続登記がされていないことの通知」を受け取った方のご相談

2月は相談が無料

開催日 令和7年2月1日～2月28日まで
場所 茨城県内各司法書士事務所
予約 事前に必ず各事務所へご予約ください。
問い合わせ 茨城司法書士会 029-225-0111

茨城司法書士会



※会員名簿はホームページをご覧ください。

日本司法書士会連合会公式キャラクター
「しほ～しし」

